

使用承認申請書

関原発 第315号
2023年 8月31日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

使用しようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 高浜発電所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
使用しようとする原子力発電工作物の概要	別紙1のとおり
使用開始予定年月日及び使用期間	
使用の方法	
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第22条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日	2023年 8月31日

第一期工事

<p>使用しようとする原子力 発電工作物の概要</p>	<p>高浜発電所第1号機 原子力設備 放射線管理設備 生体遮へい装置 補助遮蔽 外部遮蔽壁保管庫（1・2・3・4号機共用） 廃棄設備 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備 廃棄物貯蔵庫 外部遮蔽壁保管庫（1・2・3・4号機共用）</p> <p>工事計画の届出年月日 2022年12月 2日 2022年12月23日</p>
<p>使用開始予定年月日 及び使用期間</p>	<p>使用開始の予定年月日 2023年9月29日</p> <p>使用期間 自：2023年9月29日 至：2022年12月2日付け関原発510号、2022年12月23日付け関原発第559号をもって届け出た原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日（以下、「使用前検査の合格日」という。）</p>
<p>使用の方法</p>	<p>高浜発電所第1号機（第2号機を含む。）の減容バーナブルポイズン保管場所変更工事を進めるために、現在、B蒸気発生器保管庫に保管されている1号機の蒸気発生器取替工事等で発生したコンクリート等の外部遮蔽壁保管庫への移動を行う必要があることから、一部工事が完了した外部遮蔽壁保管庫（1・2・3・4号機共用）を使用前検査の合格日まで使用する。</p> <p>なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>

第二期工事

<p>使用しようとする原子力 発電工作物の概要</p>	<p>高浜発電所第1号機 原子力設備 放射線管理設備 生体遮へい装置 補助遮蔽 B蒸気発生器保管庫 (1・2・3・4号機共用) 廃棄設備 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備 廃棄物貯蔵庫 B蒸気発生器保管庫 (1・2・3・4号機共用) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 固体状の放射性廃棄物の運搬用容器 減容バーナブルポイズン運搬用容器 (1・2号機共用)</p> <p>工事計画の届出年月日 2022年12月 2日 2022年12月23日</p>
<p>使用開始予定年月日 及び使用期間</p>	<p>使用開始の予定年月日 使用しようとする原子力発電工作物のうち、一部使用しようとする 範囲に係る原子力発電工作物の保安に関する命令第17条第1項の 表中第五号の工事の工程に係る使用前検査終了日 使用期間 自：使用しようとする原子力発電工作物のうち、一部使用しよう とする範囲に係る原子力発電工作物の保安に関する命令第1 7条第1項の表中第五号の工事の工程に係る使用前検査が終 了した時 至：使用前検査の合格日</p>
<p>使用の方法</p>	<p>高浜発電所第1号機 (第2号機を含む。) の減容バーナブルポイズン保管場所変更工事を進めるために、現在、使用済燃料ピットで貯蔵している減容バーナブルポイズンを減容バーナブルポイズンの運搬用容器へ収納、減容バーナブルポイズン運搬用容器のB蒸気発生器保管庫へ運搬、B蒸気発生器保管庫で保管を行う必要があることから、一部工事が完了したB蒸気発生器保管庫 (1・2・3・4号機共用) 及び減容バーナブルポイズン運搬用容器 (1・2号機共用) を使用前検査の合格日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>

添付書類目次

添付資料－１：使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由（第一期工事）

高浜発電所第1号機（第2号機を含む。）の減容バーナブルポイズン保管場所変更工事は、使用済燃料ピットに貯蔵している減容バーナブルポイズンを減容バーナブルポイズン運搬用容器に順次収納し、B蒸気発生器保管庫に運搬・保管する計画としている。

この減容バーナブルポイズンは、新規規制基準対応前においては、使用済燃料ピット内に設置していた専用の保管ラックで貯蔵していたが、隣接している使用済燃料ピット内の燃料ラックへの地震時の波及的影響を考慮して、減容バーナブルポイズン専用の保管ラックを撤去し、撤去に伴って減容したバーナブルポイズンを専用保管ラックから燃料ラックに一時的に仮置きしている状態であることから早期に仮置き状態を解消する必要がある。また、これにより、使用済燃料ピット容量の確保につながる事となる。

減容バーナブルポイズン保管場所変更工事を進めるために、減容バーナブルポイズン運搬用容器をB蒸気発生器保管庫に保管することとなるが、現在、B蒸気発生器保管庫には、第1号機の蒸気発生器取替工事等で発生したコンクリート等を保管しており、B蒸気発生器保管庫で減容バーナブルポイズン運搬用容器を保管するためには、これらの廃棄物を外部遮蔽壁保管庫へ移動し減容バーナブルポイズン運搬用容器を保管するスペースを確保する必要がある。なお、廃棄物の外部遮蔽壁保管庫への移動に関しては、3号機及び4号機共用の蒸気発生器保管庫設置工事に係る準備作業（敷地造成）と作業が干渉することから、工事が完了した後、速やかに使用する必要がある。

よって、一部工事が完了した外部遮蔽壁保管庫（1・2・3・4号機共用）を使用しながら工事を進める必要があり、使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

対象とする設備を下表に示す。

原子力発電工作物の種類	設備名
放射線管理設備	生体遮へい装置 補助遮蔽 外部遮蔽壁保管庫（1・2・3・4号機共用）
廃棄設備	気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備 廃棄物貯蔵庫 外部遮蔽壁保管庫（1・2・3・4号機共用）

使用を必要とする理由（第二期工事）

高浜発電所第1号機（第2号機を含む。）の減容バーナブルポイズン保管場所変更工事は、使用済燃料ピットに貯蔵している減容バーナブルポイズンを減容バーナブルポイズン運搬用容器に順次収納し、B蒸気発生器保管庫に運搬・保管する計画としている。

この減容バーナブルポイズンは、新規規制基準対応前においては、使用済燃料ピット内に設置していた専用の保管ラックで貯蔵していたが、隣接している使用済燃料ピット内の燃料ラックへの地震時の波及的影響を考慮して、減容バーナブルポイズン専用の保管ラックを撤去し、撤去に伴って減容したバーナブルポイズンを専用保管ラックから燃料ラックに一時的に仮置きしている状態であることから早期に仮置き状態を解消する必要がある。また、これにより、使用済燃料ピット容量の確保につながるものとなる。

減容バーナブルポイズン運搬用容器は、遮蔽機能を有する金属製の頑丈な容器であり、減容バーナブルポイズンの貯蔵に際しては水を使用せず、容器の金属にて放射線の遮蔽が可能な安全性に優れた貯蔵方法であることから、使用済燃料ピットに貯蔵されている減容バーナブルポイズンを運搬用容器に収納し、B蒸気発生器保管庫で恒常的に保管することは、高浜発電所全体の安全性向上に寄与するものである。

よって、一部工事が完了したB蒸気発生器保管庫（1・2・3・4号機共用）及び減容バーナブルポイズン運搬用容器（1・2号機共用）を順次使用しながら工事を進める必要があり、使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

対象とする設備を下表に示す。

原子力発電工作物の種類	設備名
放射線管理設備	生体遮へい装置 補助遮蔽 B蒸気発生器保管庫（1・2・3・4号機共用）
廃棄設備	気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備 廃棄物貯蔵庫 B蒸気発生器保管庫（1・2・3・4号機共用） 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 固体状の放射性廃棄物の運搬用容器 減容バーナブルポイズン運搬用容器（1・2号機共用）

参考

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、使用承認申請書中「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 22 条第 1 項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日」とあるのは「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 15 条第 1 項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日」と読み替えるものとする。